

児童手当からの保育料の徴収について

利用者負担額（保育料）を納付期限内に納付されている方々と、納付されていない方との受益者負担の公平性を確保するため、保育料の滞納が続く方を対象とし、守谷市から支払う児童手当の各支払期（6月、10月、2月）に、保育料の滞納分について児童手当から徴収する場合があります。

徴収方法としては、児童手当法第21条に基づく保護者からの申し出による「申し出徴収」と、同法第22条に基づく保護者からの申し出を必要としない「特別徴収」があります。

1. 申し出徴収

児童手当法第21条に基づき保護者の申し出により、児童手当を保育料に充てることが可能です。こちらを希望される場合には、すすく保育課 保育グループまでご連絡くださるようお願いいたします。

2. 特別徴収

児童手当法第22条に基づき保護者からの申し出を必要とせず、児童手当を保育料に充てるものです。児童手当支払月の前々月分以前までの保育料のうち3か月分以上滞納がある方が、対象です。

徴収の対象となった場合は、児童手当支払日の前に通知いたします。児童手当については、保育料充当後の差額分が支給されます。

6月支給の児童手当	2月・3月・4月・5月分の保育料を徴収
10月支給の児童手当	6月・7月・8月・9月分の保育料を徴収
2月支給の児童手当	10月・11月・12月・1月分の保育料を徴収

※児童手当から徴収されない分については、市役所が発行する納付書で納付していただきます。

※児童手当をお子さん複数人分受給している場合であっても、滞納保育料に係る児童分の児童手当からのみ徴収します。

※児童手当からの徴収と保護者からの納付が重複してしまった場合は、他の未納月への充当、もしくは重複額の還付をいたします。

3. その他

①保育料の納付が困難で納付相談をしている場合

家計状況等により保育料の納付が困難な場合は、すすく保育課 保育グループまで必ずご相談ください。

納付相談の上、分納の誓約を書面でいただき、分納誓約に基づき納付いただいている方については、原則、特別徴収の対象外となります。（ただし、分納誓約どおりの納付がない場合や、納付相談をしているが書面での分納誓約の提出がない場合は、特別徴収の対象となりますので、ご注意ください。）

②保育所卒園後の対応

保育所を卒園後も、守谷市から児童手当を受給されている期間については、特別徴収の対象となります。

③守谷市以外から児童手当の支給を受けている場合

児童手当受給者の住民票が守谷市外にあり市外から児童手当を受給されている場合や、受給者が公務員で勤務先から児童手当を受給されている場合は、特別徴収の対象となりません。



【お問合せ先】

守谷市役所すすく保育課 保育グループ

電話：0297-45-1111（内線155・156）